

事務処理フロー図

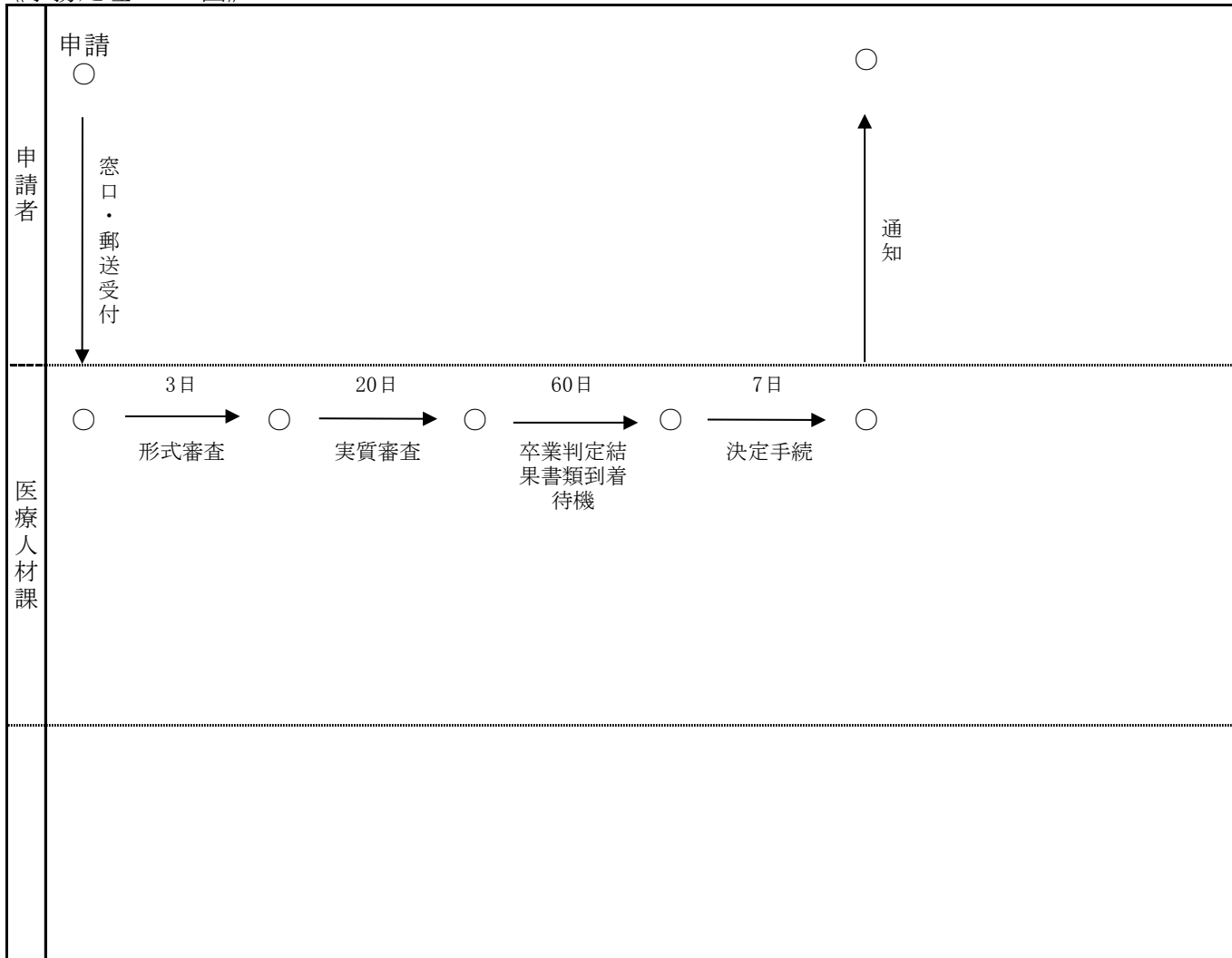
事務名	はり師及びきゅう師養成所指定取消
根拠法令	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第7条

作成部署 福祉保健局医療政策部医療人材課免許担当 電話33-451

標準処理期間計	90日
---------	-----

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書の記載事項、添付書類等の確認
2	実質審査	審査基準を満たしているか審査(東京都医療関係職種養成所等指導要綱)
3	卒業判定結果書類到着待機	養成施設から卒業判定結果が到着するまで待つ
4	決定手続	卒業判定結果到着後、審査の結果に基づき、諾否を決定
5	通知	申請者に通知
6		
7		
8		
9		
10		